

入札公告

京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年2月1日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

- (1) 名称及び予定数量
 - ア 名称 京都府立医科大学附属北部医療センター
白衣、タオル・シーツ等洗濯業務
 - イ 予定数量 入札説明書及び仕様書のとおり
- (2) 業務の内容及び洗濯物の種類
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所
京都府立医科大学附属北部医療センター

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山 481 番地
京都府立医科大学附属北部医療センター内
京都府立医科大学事務局 北部経営企画課
電話番号 (0772) 46-3371 (代) FAX 番号 (0772) 46-3371
- (2) 入札説明書の交付期間等
 - ア 期間
令和5年2月1日(水)から令和5年2月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。
 - イ 時間
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力

- 団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからウに掲げるいずれにも該当していない者であること。
 - ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者
- (2) 京都府における物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、「洗濯」に登録されている者であること。
- (3) 5の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の終了日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 医療法施行規則第9条の14の要件を満たしている者であること。
- (5) 当該調達業務について、相当数の実績があること又は安定的に業務履行が可能なことを証明した者であること。

5 入札参加資格者の確認手続き

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び確認資料を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)に同じとする。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じとする。
- (3) 提出方法
持参による。
- (4) 添付書類
申請書等には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 京都府における物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年京都府告示第 375 号）に定める競争入札参加資格者の資格審査結果通知書の写し（「洗濯」に登録されている者であることが分かること）

イ 営業実績調書

ウ 権限を営業所長等に委任する場合にはその委任状

エ クリーニング業法第 5 条第 1 項の届出による許可証（クリーニング所確認済証）の写し

(5) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3 及び 4 について参加資格を有すると認定された者は、令和 5 年度京都府立医科大学附属北部医療センター白衣、タオル・シーツ等洗濯業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格確認結果の通知

資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。

なお、資格審査の結果通知をもって、本入札への参加資格の確認通知とする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3 に該当する者を除く。）は、その者が、営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後営業を承継した法人

(2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、3 の入札に参加できない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後 2 年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等

に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするため必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和5年3月1日(水)午前11時

イ 場所 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立医科大学附属北部医療センター内
地域医療センター(本館3階)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、当該物品毎に見積もった単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計額とし、納品に要する運送費その他一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、令和5年度予算の京都府議会及び京都府公立大学法人理事会における議決を条件とし、令和5年4月1日付けで行うこととする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

11 入札保証金

免除する。

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第 31 条第 2 項に該当する場合は、免除する。

14 入札の執行

本件入札手続きにおける行為については、指名停止等の措置の対象とする。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書・仕様書による。
- (3) 令和 5 年度予算が京都府議会及び京都府公立大学法人理事会において議決されない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。